

令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための
 の施策及び事業に関する事務の執行について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
44	<p>第四 監査の結果及び意見</p> <p>1 1. 障害を持つ学生のチャレンジトレーニング等事業</p> <p>【意見11-1】コーディネーターの配置人数</p> <p>委託先である「富山県人材活躍推進センター」では、新卒特別支援統括コーディネーターが1名配置され、当該コーディネーターがすべての業務に対応している。業務実績の件数からも負担は大きいと推測される。1名での対応は、本人の負担が大きいことのほか、本人に支障が生じた場合に代替できないといったリスク（属人化のリスク）や将来的な事業継続のリスクがあることから、業務を標準化しておく、複数名で業務にあたってもらえるなどの対応を平時からやっておくことが必要といえる。</p>	<p>令和6年度より複数名で業務に当たっている。</p>
52	<p>1 4. 放課後児童クラブ事業</p> <p>【意見14-1】長時間開設加算助成について</p> <p>仮に上表の③～⑤に重複がないとすると、18時以降も開設しているクラブのうち、25クラブはいずれの事業の補助も受けていないことになる。ただし、追加的な調査を行っていないため、これらのクラブが、事業の補助をそもそも受けられないのか、事業の補助を受けることがで</p>	<p>県内市町村に対し、令和5年9月に実施した令和6年度における放課後児童クラブに対する補助金の活用照会の際に、併せて、県単事業を活用しない場合はその理由や、制度に関する意見についての照会を行ったが、特段意見等がなかったため、県単事業（長時間開設加算助成）については従来通り</p>

<p>きるが何らかの要因により機会を失っているのかは不明である。</p> <p>各事業の実施要項又は交付要綱によれば、事業の実施主体は市町村であることから、これらの補助金の利用については、市町村が地域の実情に応じて判断すべきものである。県としても市町村説明会において放課後児童クラブの制度全般及び支援員の人材確保の観点から処遇改善事業については特記して説明を行っており、県としてやるべきことはやっていると思われる。</p> <p>したがって、補助金の利用をしない市町村の判断を尊重することを前提として、県は市町村が補助金利用を行わないとした判断理由について聞き取りを行い、制度の使い勝手など県として見直すべき点がないかどうか、より積極的な関与が必要か否かについて検討するのが望ましい。</p>	<p>とした。</p> <p>なお、市町村から意見・要望があれば随時、必要に応じて内容を検討する。</p>
--	---

--	--	--